

# 議 事 録 抄 本

令和 4 年 5 月

福崎町農業委員会



令和4年5月農業委員会議事録抄本

日 時 : 5月19日(木) 14:55～15:20

場 所 : 福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・17名

農業委員

|          |          |          |          |           |
|----------|----------|----------|----------|-----------|
| 1番 上阪 英仁 | 2番 加瀬澤智昭 | 3番 宮川 積  | 4番 松岡 忠幸 | 5番 城谷 憲敬  |
| 6番 三木 勝博 | 7番 上延 英一 | 8番 牛尾 敏博 | 9番 松本 廣幸 | 10番 松岡 隆子 |
| 副会長 松岡繁克 | 会長 上田 隆敏 | -        | -        | -         |

農地利用最適化推進委員

|           |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|           | 12番 藤岡 資芳 | 13番 鍛示 幸弘 | 14番 後藤 正二 | 15番 田中 初美 |
| 16番 高橋 清正 | -         | -         | -         | -         |

事務局 吉田課長、中塚事務局長、豊國主査、多田

【欠席者】・・・吉高平記 推進委員

【現地調査委員】

|          |           |
|----------|-----------|
| 会長 上田 隆敏 | 副会長 松岡 繁克 |
| 6番 三木 勝博 | 15番 田中 初美 |

【署名人】

|          |          |
|----------|----------|
| 4番 松岡 忠幸 | 5番 城谷 憲敬 |
|----------|----------|

(議 長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会 5 月定例会を開催します。

本日の欠席委員はありません。推進委員では吉高推進委員欠席連絡を受けています。農業委員会等に関する法律第 27 条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

さて、議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

一 同 <異議なし>

(議 長) 異議なしということで、

|          |          |
|----------|----------|
| 4番 松岡 忠幸 | 5番 城谷 憲敬 |
|----------|----------|

委員をお願いします。本日は、議案第 6 号から議案第 8 号に至る 3 議案、報告事項 3 件について審議願います。では審議に入る前にいつものとおり事務局による議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 【議案朗読及び説明】

<案件>

議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可) 6 件

議案第 7 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地等の転用届出について

(委員会受理) 1 件

~~議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地等の所有権移転届出について~~

~~(委員会受理) 1 件~~

報告第 1 号 農地使用貸借の合意解約通知について

1 件

報告第 2 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書の発行について

7 件

(事務局担当) 令和4年5月議案説明

今回議案第8号について取り下げが出ておりますので、今回の審議から外します。では議案の説明に入ります。

議案第6号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可)

2番：資料6ページをご覧ください。申請地は長池の東端にあります。資料7ページの地籍図、資料24ページの現況の写真を合わせてご覧ください。この申請は、贈与による所有権移転です。

受け人の〇〇さんと渡し人の〇〇さんとは親戚であり、渡し人の〇〇さんが管理が難しいため受けてほしいと申し出があり、双方の話し合いにより贈与での話がまとまりました。

トラクター、コンバイン、田植え機等、農機具一式は所有しており、取得後の農地を利用すること、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

3番：資料8ページをご覧ください。申請地は余田の大歳神社から西約200mのところに位置しています。資料9ページの地籍図、資料24ページの現況の写真を合わせてご覧ください。この申請は、売買による所有権移転です。

申請地は、受け人の〇〇さんの所有地近くにあり、双方の話し合いにより売買での話がまとまりました。取得後は野菜を作る予定です。

トラクター、コンバイン、田植え機等、農機具一式は所有しており、取得後の農地を利用すること、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

4番・7番：渡し人が同一かつ近隣のため併せて説明します。資料10ページ・資料16をご覧ください。申請地は西大貫公民館から東へ約190mのところにあります。資料11ページ・資料17ページの地籍図、資料24ページ・資料25ページの現況の写真を合わせてご覧ください。この申請は、売買による所有権移転です。

渡し人の〇〇さんは県外在住であり管理が難しく、貸借契約をしていた〇〇さん・〇〇さんへ耕作地を買い取ってほしいと相談したところ、双方の話し合いにより売買での話がまとまりました。

それぞれトラクター、コンバイン、田植え機等、農機具一式は所有しており、取得後の農地を利用すること、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

5番：資料12ページをご覧ください。申請地は南大貫交差点から南へ約130mのところにあります。資料13ページの地籍図、資料24ページ・資料25ページの現況の写真を合わせてご覧ください。この申請は、売買による所有権移転です。

渡し人の〇〇さんは農地を手放したいと考えており、受け人の〇〇さんと双方の話し合いによりまとまりました。この申請にて所有する農地はなくなります。

受け人の〇〇さんは認定農業者であり、トラクター、コンバイン、田植え機等、農機具一式は所有しており、取得後の農地を利用すること、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

6番：資料14ページをご覧ください。申請地は牧耳鼻科から北東へ約160mのところに

あります。資料 15 ページの地籍図、資料 25 ページの現況の写真を合わせてご覧ください。  
この申請は、売買による所有権移転です。

渡し人の〇〇さんは町外在住であり、農地を手放したいと考えていたところ受け人の牛尾さんと話がまとまりました。

〇〇さんは認定農業者であり、トラクター、コンバイン、田植え機等、農機具一式は所有しており、取得後の農地を利用すること、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

#### 議案第 7 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地等の転用届出について

(委員会受理)

1 番：資料 18 ページをご覧ください。届出地は福崎町役場の南約 120m で、現在建設中のコープの配送倉庫の北に位置しています。資料 19 ページに地籍図を、資料 20 ページに計画配置図をつけています。資料 26 ページの写真を合わせてご覧ください。

この届出は、自己所有地を貸露天駐車場に転用するものです。

市街化区域であり、届出内容も問題ないことから、農地法第 4 条の届出の受理要件は満たすと考えます。

続きまして、報告事項であります。

#### 報告第 1 号 農地使用貸借の合意解約通知について

4 ページをお開きください。使用貸借の合意解約通知が 1 件出たことを報告します。

#### 報告第 2 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書の発行について

5 ページをお開きください。その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を 5 件、耕作面積証明書を 2 件、計 7 件を発行したことを報告します。

説明は以上となります。

---

(議 長) 議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 6 件のうち 5 番の 1 件について関係委員さんがいらっしゃいますので、退席願います。

< 加瀬澤智昭委員 退席 >

(議 長) 議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 6 件のうち 5 番の 1 件について現地調査済ですので報告願います。

(三木委員) 5 番：申請地は南大貫交差点から南へ約 130m のところに位置しています。

現地では、草刈り等管理もされていることを確認しました。  
特に問題はないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第6号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 6件のうち5番の1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、引き続き討論、採決に移りたいと思います。  
議案第6号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 6件のうち5番の1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、採決に移ります。議案第6号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 6件のうち5番の1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成10：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第6号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 6件のうち5番の1件について、許可することといたします。

< 加瀬澤智昭委員 着席 >

(議長) 議案第6号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 6件のうち5番の1件を除く5件について現地調査済ですので報告願います。

(三木委員) 2番：申請地は長池の東に位置しています。  
現地では、耕起はされておりませんが、草刈はされていることを確認しました。  
特に問題はないと調査班では判断しました。

3番：申請地は余田の大歳神社から西約200mのところに位置しています。  
現地では、半分野菜を作付されておりことを確認しました。  
特に問題はないと調査班では判断しました。

4 番：申請地は西大貫公民館から東へ約190mに位置しています。  
現地では、野菜を作付されており管理されていることを確認しました。  
特に問題はないと調査班では判断しました。

6 番：申請地は牧耳鼻科から北東へ約160mに位置しています。  
現地では、草もなく耕耘されていることを確認しました。  
特に問題はないと調査班では判断しました。

7 番：申請地は西大貫公民館から東へ約190mに位置しています。  
現地では、野菜を作付けされており管理されていることを確認しました。  
特に問題はないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認（委員会許可） 6 件のうち 5 番の 1 件を除く 5 件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、次に、議案第 7 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地等の転用届出（委員会受理） 1 件について、現地調査済ですので報告願います。

(三木委員) 1 番：届出地は福崎町役場の南約120mで、現在建設中のコープの配送倉庫の北に位置しています。

現地では、草刈りされており周囲に影響がないことを確認しました。

事務局説明の通り、〇〇さんが貸露天駐車場とするために転用するものです。特に問題はないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地等の転用届出（委員会受理） 1 件について、質疑ありませんか。

<なし>

---

(議 長) それでは、ただ今より順次、討論、採決に移りたいと思います。  
議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認（委員会許可） 6 件のうち 5 番の 1 件を除く 5 件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第6号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 6件のうち5番の1件を除く5件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成11：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第6号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 1件について、許可することといたします。

(議 長) 次に、議案第7号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地等の転用届出(委員会受理) 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第7号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地等の転用届出(委員会受理) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成11：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第7号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地等の転用届出(委員会受理) 1件について、受理することといたします。

(議 長) 次に、議案第8号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理) 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第8号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成11：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第8号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地

等の所有権移転届出（委員会受理） 1件について、受理することといたします。

報告事項については事務局が報告したとおりですが、質疑ありませんか。

<なし>

< 15 : 20 終了>

○次回農業委員会開催日・・・6月21日（火曜日）15時00分から

|             |       |
|-------------|-------|
| 署<br>名<br>人 | 松岡 忠幸 |
| 署<br>名<br>人 | 城谷 憲敬 |